

平成23年9月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成23年9月15日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	教育長 松本昭男君
総務課長 関重夫君	企画課長 関利幸君
財政課長 藤江信義君	税務課長 黒川義治君
市民課長 佐瀬義雄君	介護健康課長 西川一男君
環境防災課長 目羅洋美君	都市建設課長 藤平喜之君
兼清掃センター所長	
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 玉田忠一君
福祉課長 関修君	水道課長 藤平光雄君
会計課長 花ヶ崎善一君	教育課長 中村雅明君
社会教育課長 菅根光弘君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 守澤孝彦君	議事係長 大鐘裕之君
------------	------------

議事日程

議事日程第5号

第1 議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務常任委員長）

議案第35号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 市長等の給料及び教育長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第41号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算
(教育民生常任委員長)

議案第42号 平成23年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

陳情第2号 「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める
陳情

陳情第3号 公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書を国に提出することを求める
陳情

陳情第4号 県の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の条例化にあたり市町村が独自に
設定している上乗せ基準などの反映を求める意見書提出に関する陳情
(建設経済常任委員長)

議案第39号 損害賠償の額の決定について

議案第40号 損害賠償の額の決定について

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第49号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算

議案第50号 副市長の選任につき同意を求めることについて

議案第51号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第5号 「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書について

発議案第6号 公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書について

第4 議員の派遣について

第5 各常任委員会の所管事務調査について

第6 報 告

報告第6号 継続費の精算報告書について

開 議

平成23年9月15日(木) 午前10時00分開議

○議長(丸 昭君) ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（丸 昭君） 日程第1、議案・陳情を上程いたします。

議案第35号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 市長等の給料及び教育長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。刈込総務常任委員長。

〔総務常任委員長 刈込欣一君登壇〕

○総務常任委員長（刈込欣一君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月13日、委員会を開催し、執行部より市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第35号勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 市長等の給料及び教育長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算、以上5件につきましては、審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） これは総務委員会にどうのこうのじゃなくて、B1グランプリの件の補助に関する問題があるんですけど、私がこの問題を調べさせていただいたところによりますと、B1グランプリの理念としては、行政予算を使わず、箱物を必要とせず、既にある地域の資源を活用すると、これがB1グランプリの理念であるんですけど、確かに、これは銀賞をとり、勝浦市にとって非常にいいことです。私も建築のほうでも、ラーメン屋を出したいとか、そういう中で勝浦市の人口が増える等で地域の活性化というものは当然必要です。ただ、どこまでが補助金で、どこまでがどうなのかという問題に対して、本会議で疑念を持った面もありまして、調べたところによりますと、甲府市においても、厚木市においても、補助金が出てない状態の中でB1グランプリをやっているわけです。そういう認識の中で、今この議会で何回か聞いている中で、食彩まつりにおいてもいろんな面で補助金、勝浦市の所得全体から考えても7億5,000万円、固定資産税11億円という非常に財政厳しい中、それを最大限活用する上で、どこまでが補助金かという認識を再度皆さんに持っていただきたいなと思います。そういう中で、これからグランプリの支援は、市民全体でしていかなければいけない。まちおこしも当然しなければいけない。この前の国、県の予算の中で、900万円足らずのNPOへの補助の問題と、それが果たして、物事をやることだけに補助というのは違うのかなというのが私の認識なんです。

私も実際、ボランティア活動を学生時代からしています。調べていただければわかるように、学生が足利に2,700万円、何の補助もなく寄附をしてきました。そういう中でも、この前の話の中で、100万円、市に還元するという話も出ていましたけど、市民全体が一つの方向に、補助なしでもやれるものであればやっていただきたいなというのが私の願いです。これは委員長や総務委員会に対する問題ではなく、職員全体、あるいは市民に対する問題の中で、再度、この委員長報告に対しても認識願いたい。私の要望をここで言わせていただいた次第です。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） 今の寺尾議員の質疑に関連しますけども、確かに、今、前段者がおっしゃったように、B1グランプリ大会に出る。これには公式に市の補助金を使わない。自分が出るといふようなことなんだろうけれども、市を挙げて、勝浦市商工会を挙げてこの大会に出るといふことになれば、市だって少しは補助金を出してもいいだろう。商工会においても、事務所は別にしてもらいたいんだけど、そういうわけにはいかない。商工会でもそれなりのことをしている。それだけで、まだひよっこのようなものでございます。これは行政、あるいは商工会でももう少し見てやらなきゃいけないんじゃないかと思いますので、これは寺尾議員の意見とは反対なのですが、そういうこともあるんじゃないかなということで、これは一つの要望としてお聞きいただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、前もって通告がありましたので、これを許します。藤本議員。

〔4番 藤本 修君登壇〕

○4番（藤本 治君） 私は、議案第41号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算について、賛成の立場から討論を行います。本案には、住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金が計上されており、私は一般質問と議案上程時の質疑の2度にわたり、福島第一原発事故の教訓から原発からの撤退を決断し、自然エネルギーへの転換を図ること、そしてエネルギーの地産地消を進める上で、この事業を大いに推進することが必要と考え、御宿町、大多喜町に倣って県費と同額の上乗せを行うよう提案いたしました。これに対し市長は、市の財政状況を理由に提案を拒みました。一昨日の総務常任委員会の審議においては、個人の資産形成に公的資金を用いることも論点になりました。私は、この事業は私的利益を凌駕する公益が得られるものと考えております。

太陽光発電への投資は、ペイするのに20年を要するとも言われており、資金に余裕があっても踏み切ることがためられるものですが、それを促すのが、この事業の役割であります。私は、私の提案を取り下げるつもりは全くありませんが、原案が自然エネルギーへの転換を促すものであること、そして、この事業は補助金が利用されない限り、あってもいいものですから、100%以上の活用が図られるよう、事業の趣旨をよく周知していただくことを初め、今後の努力と改善をお願いいたしまして、本案への賛成の態度を表明し、討論を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第36号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第37号 市長等の給料及び教育長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第38号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第41号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第42号 平成23年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、陳情第2号「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情、陳情第3号 公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書を国に提出することを求める陳情、陳情第4号 県の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の条例化にあたり市町村が独自に設定している上乗せ基準などの反映を求める意見書提出に関する陳情、以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。根本教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 根本 譲君登壇〕

○教育民生常任委員長（根本 譲君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月13日、委員会を開催し、執行部より市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第42号 平成23年度勝浦市介護保険特別会計補正予算につきましては、審議の結果、お手元に配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第2号 「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情、陳情第3号 公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書を国に提出することを求める陳情、以上2件につきましては、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号 県の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の条例化にあたり市町村が独自に設定している上乗せ基準などの反映を求める意見書提出に関する陳情につきましては、賛成少数で不採択と決定いたしました。

以上をもちまして、教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号 平成23年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、陳情第2号 「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、陳情第2号は、採択と決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、陳情第3号 公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書を国に提出することを求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、陳情第3号は、採択と決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、陳情第4号 県の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の条例化にあたり市町村が独自に設定している上乗せ基準などの反映を求める意見書提出に関する陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、陳情第4号を採決いたします。本陳情を採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○議長（丸 昭君） 挙手ありません。よって、陳情第4号は、不採択と決しました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第39号 損害賠償の額の決定について、議案第40号 損害賠償の額の決定について、以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。寺尾建設経済常任委員長。

〔建設経済常任委員長 寺尾重雄君登壇〕

○建設経済常任委員長（寺尾重雄君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る9月13日、委員会を開催し、執行部より市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第39号 損害賠償の額の決定について、議案第40号 損害賠償の額の決定について、以上2件につきましては、お手元に配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原

案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（丸 昭君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） 建設経済常任委員長に伺いたいのですが、これは損害賠償の件なんですけども、2件ありまして、議案第40号については沢倉の浅沼さんという方で、74万何がしの大金らしいんですが、草刈りで、当初、説明のときには石が飛んだとか何とかということを知ったんですが、石が飛んだぐらいで七十四、五万円、随分かかるんだなと思ったんですけども、建設経済常任委員会の中でどのような話し合いが行われて全員賛成になったのか、その流れというか、いろんなご意見等をお聞かせ願えればと思っています。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。寺尾建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（寺尾重雄君） 今、末吉議員から質問された件ですけど、その場所は沢倉の母子寮の前に市道がありまして、その市道分を駐車場に使っていたと。それは、実際、勝浦市も駐車場に貸しているわけでもないんですけど、常にそこに車を置いている状態かと質問された中でもありましたけど、そこにたまたま草刈りで草を刈っていたら、その石がはねて、傷がついた。その問題につきましては、確かにどれだけの保障があるかという問題も出た面もあるんですけど、とりあえず修理費用として認め、それを支払うという結果で、みんな賛成ということでとりあえず落ち着いた状態です。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。末吉議員。

○15番（末吉定夫君） その件について詳しく掘り下げてお話ししたんじゃないんですね。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。寺尾建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（寺尾重雄君） 市道認定している部分は勝浦市のほうにも何か所かあるわけですね。その中で、今後、建設課としては、それをどのように管理していくか。これも建設課として十分認識の上で討議された状態であります。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号 損害賠償の額の決定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第40号 損害賠償の額の決定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（丸 昭君） 市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。大鐘係長。

〔職員朗読〕

○議長（丸 昭君） それでは、日程第2、議案を上程いたします。

議案第49号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第49号の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年度勝浦市一般会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であり、さきの台風12号により甚大な被害を受けた和歌山県那智勝浦町に対し災害見舞金を支給しようとするものであります。なお、見舞金につきましては、直接那智勝浦町に持参し、お見舞いを申し上げようと考えております。

歳入歳出予算におきましては、規定予算に100万円を追加し、予算総額を84億6,993万1,000円にしようとするものであります。歳出予算におきましては、総務費の総務管理費に100万円を追加しようとするものであり、これに対する財源としては歳入予算に繰越金100万円を追加計上しようとするものであります。

以上で議案第49号の提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） ただいまの議案第49号の一般会計補正予算追加補正に関してお聞きします。友好都市の那智勝浦町に対しての災害見舞金100万円でございますけれども、まず一つとして、この100万円を支援するに対して、友好都市那智勝浦町との間で災害協定も結ばれていると伺っています。それに基づいたものなのか、そうではなくて、勝浦市として、甚大な被害を受けた那智勝浦町のために少しでもお役に立てていただくようにという気持ちで行うものなのか、できれば、災害協定について、全部とは言いませんが、こういう形でこうなっていますというような説明がもしできれば、していただきたいということがまず1点。

それと、この見舞金もそうなんですけれども、たまたま今回、勝浦市のほうではこういう定例議会も開催されていまして、なかなか対応できなかったと思うんですが、できれば職員の派遣等も、ぜひ現地を見ていただいて、現地がどうなっていて、初期の対応をどうしていたとか、そういった部分も勝浦市の職員を派遣することで、今後、勝浦市が災害に遭ったときにおいてお役に

立つものもあると思いますので、そういったことも必要じゃないかと思うんですが、今後、友好都市との間でこういった災害があった場合において、そういう考えはあるかどうかという部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） このたび友好都市の那智勝浦町があのような甚大な被害を受けられたということでございまして、これは徳島の勝浦町とも連携をしながら、これをどういうふうに応援できるかなということで連絡等をしておりました。この3町におきましては、災害時の相互援助協定も結んでおります。ということで、向こうの寺本町長にも直に電話をいたしまして、何が今してもらいたいかということでお話をしましたら、とにかく水が足りない。また、食べるものも若干不足しているというようなお話でございましたので、水につきましては直ちに2リットルの4,000本を向こうに早急に送った次第でございます。そのときにも、災害時で職員の応援もということもありましたけども、そういうお話も、とにかくあのときは、向こうもパニックになっているようでございまして、徳島県の勝浦町は2名の職員を向こうに派遣をしたと。ただ、どういう応援ができるかどうかわからないけども、うちのほうは近いので、那智勝浦町に2名を派遣しましたというような徳島県の勝浦町長のお話でございました。

ということで、この100万円は相互援助協定等について特に規定等はございませんけども、徳島県の勝浦町と歩調を合わせまして、お互いに100万円ずつ向こうに持っていこうというようなことで決まった次第でございます。

今後、これはどこの団体でも、今後、こういうような台風なり、そういう想定外の災害があるかもしれませんけども、これについては、今後とも十分連携をとってやっていきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） わかりました。水に関しても、向こうの要望があって送った。100万円に対しても徳島の勝浦町と相談しながらやったということで、これこそ本来の友好都市の一つの成果ということではありませんが、友好都市を結んでいることによって、こういった活動がされるということは、非常にすばらしいことだと思います。これでさらに、先ほども徳島県の勝浦町の話もありましたけれども、これは要望になります。11月にはまた姫路でB1があります。瀬戸内海の橋を渡っていきますと徳島県になります。勝浦市のタンタンメン船団が姫路でB1に参加した際には、ぜひ徳島県勝浦町からも応援していただきたいというようなことを申し入れしていただけたらいいかなということを要望しまして、終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 前段者とほぼ同じようなことなんですが、私も今回の早速の対応については評価いたします。直ちにペットボトル4,000本も送付していただいたということについても、非常に迅速な対応について評価するものであります。ただ、今回100万円の義援金、災害見舞金を出すと。それについては、直接お見舞いをしながら市長が先頭で行かれると思うんですが、この災害はテレビでも毎日報道されておまして、今日も新聞に出ていましたけど、非常に甚大な被害ということで、台風12号は当初、房総に向かっていましたので、房総に来たらえらいことになったというものが、たまたま那智勝浦町のほうに行って、そういう被害を出した。この中で、今、勝浦ネットワーク、徳島県と那智勝浦町と千葉県勝浦市がネットワークを組んでもう10年にな

りますけど、このような協定に基づいたものは恐らく初めてだったと思います。今後においても、この協定は、確かに距離的にはちょっと遠い部分もあるんですが、こういう時点において即対応できるのは日ごろの友好関係のおつき合いをしているからです。それが大事かと思います。

今後において、一つは、見舞金を持っていくのは、それは首長、市長が先頭になるはずですけど、向こうの災害がどのように処理されて、行政として対応されたのかを現地で勉強することもある必要ではないかと思います。ただ、今の環境防災課でそれができるかといったら、非常に難しいところがあるんですが、考え方として、そういうときに職員を派遣することについて、今後どのように考えていったらいいのかということについて、市長にひとつ伺いしておきたいのと、今、前段者が話した中で、災害協定がありますが、それがどの程度市民に周知されているか。協定があるから100万円出すんだという根拠があるわけですから、その中身について、前段者の答弁漏れという感じもしたので、協定についてご披露というか、中身はどのようなことでこういうものがあるんだというものがあればお示しをいただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今回の職員の応援につきましては、余りにも被害が甚大だということで、向こうの現地も相当パニックになっていたということもあったと思います。うちのほうから職員の応援についても、何かお手伝いできませんかという申し出をしたんですけども、那智勝浦町では今のところ必要ないというお話でございました。徳島県の勝浦町の町長とお話したときは、徳島県の町長は、とりあえずうちのほうで職員を送っても、向こうに行って何をやるか。今、余りにも災害がひどいので、とにかくまだ行方不明者が非常に多い中で、行っても何やるかというのではないと思うけども、とりあえずどういう状況なのか、うちのほうは近いので、職員を2名送るというようなお話もされておりました。うちのほうも、できれば職員を送って、何かこれこれこういう役割でお手伝いできればということで申し出をしたんですけども、向こうのほうでは今のところ必要ないというお話でありましたので、送っていないということで、今後、また要請があれば、そこら辺は考えていきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 次に、目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） 災害協定について申し上げます。災害協定につきましては、ネットワークを結んでいる市、町において大きな災害があった場合に、そのまちの要請によって人的、物的な支援をします。また、要請がない場合でも、こちらから積極的に支援をするということもうたっています。以上です。

○議長（丸 昭君） 鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 災害協定についてですが、課長が言ったとおり、わかるんですけど、どういふときにお互いが何をやるかという中身がたしかあると思うんですけど、我々議員も新しくなったので、その辺、承知しておく必要もあるかなということでご質問させていただいていますので、中身がわかれば、お願いしたい。持ってなければ、後で配ってもらってもいいんですけど、そういう意味で質問させていただきました。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。目羅環境防災課長。

○環境防災課長（目羅洋美君） 中身につきましては、ただいま申し上げましたのが主な内容でございます。詳細につきましては、協定書のコピーをお配りしたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

〔総務課長 関重夫君退席〕

○議長（丸 昭君） 次に、議案第50号 副市長の選任につき同意を求めることについてを議題いたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第50号 副市長の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年7月24日から不在となっております勝浦市副市長に関 重夫君を選任したため、議会の同意を求めようとするものであります。なお、任期の始期につきましては、平成23年10月1日からいたします。

関君の経歴を申し上げますと、千葉県立茂原農業高等学校卒業後、昭和48年4月、勝浦市役所に就職、平成13年4月より介護健康課長を務め、以来、市民課長、財政課長、農林水産課長を歴任し、現在のご承知のとおり、総務課長を務めております。円満な人柄にあわせ、市職員として長年培った地方自治に対する豊富な識見と行政手腕は、議員の皆様ご承知のとおりであります。

以上のように、人格、識見ともに副市長として適任であります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） それでは、副市長の選任について、質問を2点させていただきたいと思います。

1つは、今回の選任に当たり、この議場に居並びます幹部職員の皆さんの中で総務課長の関

重夫さんを選任しようとする最大の理由について、先ほど市長は、円満な人柄と深い識見を最大の理由としましたが、それだけでは簡単過ぎるので、もう少し詳しく、自分が4月1日からここに着任したことも踏まえて、この居並ぶ課長の中から抜てきされた理由について、もう少し具体的に説明していただきたい。

2つ目には、市長の補佐役というか、市長の女房役としての副市長の役割について、今後、関 重夫氏にはどのような能力を期待、あるいは要望していくのか、そういうことをもう既にお考えの上で選任ということを考えていらっしゃると思いますので、それについて教えていただきたい。以上2点について質問いたします。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） まず第1点目でございますけども、執行部の中の、今日ずっと並んでおります課長は皆素晴らしい能力を持っておりまして、素晴らしい人格もお持ちです。私は、この4月1日から副市長として参りまして、5月に入って直ちに山口前市長が入院をされたということで、それから私も山口市長の職務代理ということも兼ねて、関総務課長とある意味では二人三脚で取り扱ってきたというときに、彼は心の気配り等も非常に進んでおりまして、これから市長を補佐するにふさわしいということを判断した次第でございます。もちろん、先ほど言いましたように、人格円満で優秀な彼でございますので、これも本当に大きな一つの理由でございます。

もう一つは、今後、彼に対してどういう期待をするかということでございまして、これは副市長でございますので、いざ市長が何かあったときには、副市長が市長の職務代理をやるということで、それはまさに市長と心を一にして、これから行政に当たっていけるというような能力を彼には当然持ってもらわなくちゃいけない話でございまして、また、いろいろな施策を推進していく中で、また、事実上、庁内の職員をリードしていく、また、庁内の職員を叱咤激励をするというようなことも必要でございますので、そういう意味において彼はそれにふさわしいと判断した次第でございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） ありがとうございます。今回、副市長の選任について質問させていただいたのは、今年の3月議会で当時の副市長選任について5名の同僚議員が質問されました。その中の一つは、何で勝浦市外の人を副市長にするんだという根拠と、住まいは勝浦市に在住が可能なのか、そういう争点と、勝浦市生え抜きの幹部でOBも優秀な人がいるじゃないか、現に幹部の人、勝浦市政に携わってきて、裏も表もよく精通している人もいるじゃないか、そういう人はいないのかということと、キャリア、経歴からも選ぶという根拠で、私はどちらかというと、当時の副市長候補のキャリアを十分に買った中で質問させていただいた一人でございますが、確かに今、関 重夫さんは円満な人柄、人格、識見、気配りということの中で、庁内の職員をリードする、叱咤激励をするという中で、今までの課長の職務とは副市長は丸きり違うという考えなんですね。

私も宮仕えで組織に長くいたものですから、トップとナンバー2の役割で、ナンバー2の役割が多かったんですけど、ナンバー1は権限があるから何でもできると。おまえなら何でもできる。しかし、これはまずいなということは体を張ってとめてくれというような、恵まれた上司もいました。現実的には、私は東急グループに勤務していましたので、ご存じのように、五

島 昇さんというカリスマ経営者と、それを支える鬼軍曹と言われた専務がいたんですね。鬼軍曹の専務というのは東急の事業の質、クオリティーについては妥協を許さない人、人の教育について妥協を許さない人でした。トップは、市外の人、市民もやってきますので、忙しいです。ナンバー２が事実上の汚れ役、あるいは嫌われ役、叱咤激励と、こんな甘い言葉じゃありませんで、時には市長の言っていることわからないのかよ、課長、係長、こういうふうに叱咤激励じゃなくて、徹底的にその市長の理念や政策を自分が裸一貫になってやっていくという覚悟と能力が求められると思います。

そういった中で非常に気になるのは、関さんは46歳で初課長です。初課長46歳、平成13年といいますと、当時、先輩が団塊の世代でたくさんいたし、その中でどっちかという早い昇格だったなという思いがするんですね。円満な人柄と一生懸命な真剣さがそういう形の中で、当時、藤平市長誕生後の翌年から課長になっているわけですから、もちろん、それはそれなりにすばらしいことだと思うんですが、ナンバー２としては非常に求められる能力というの、市長は簡単に庁内の職員のリード役とか、叱咤激励なんて言葉で言いあらわしましたが、汚れ役、嫌われ役もやらなくちゃいけないということで、関さんが円満だけの中で生きてこられた中で、性格、そういうことを変えてナンバー２で市長の補佐をするということに対して非常に強く希望するし、要望するし、市長がその辺について大きな指導性を発揮しないと、イエスマンで終わってしまえば何もならないと思います。ナンバー２は課長の延長線上ではありません。

ということの中で特に私が心配するのは、組織で働いていたものですから、これは一般論としてお話ししますが、体制内抜てき人事については、あの人にはそうなってほしいなという待望論とねたみとひがみと抵抗論があるんですよ。恐らく勝浦市の皆さん方は、ここに居並ぶ優秀な幹部の人たちは待望論の中で育成されていると思います。恐らく、そういう抵抗勢力とかそういうことはないと思いますが、しかし、46歳から課長になった、あるいは56歳、その辺で今度は副市長になるといった中での抜てき人事については、特に5月から山口市長が入院されたということで、親しく総務課長とコミュニケーションをとられたことがありましたけど、最後に、猿田市長におかれましては、それぞれ幹部職員と副市長抜きでコミュニケーションをとっていただく、そして自分の政策理念を浸透させる機会とか、あるいは、居並ぶ幹部職員の意見や希望を聞き取る機会をぜひつくられて、副市長にお任せをしない、庁内をまとめる役をしない、そういったことをぜひ強く市長が副市長に求めていくことが一番大事なポイントだということを強く要望して、質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第50号 副市長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

〔総務課長 関重夫君入席〕

○議長（丸 昭君） 午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第51号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第51号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年9月30日をもって任期満了となる教育委員会委員、高梨薫敏君を再任したため、議会の同意を求めようとするものであります。

高梨薫敏君の経歴を申し上げますと、昭和47年3月に東京歯科大学大学院卒業後、昭和47年4月から高梨歯科医院に勤務され、昭和60年1月から高梨歯科医院院長として現在に至っております。

この間、平成12年4月から平成15年3月まで、夷隅郡市歯科医師会会長、平成14年7月から平成15年6月まで、勝浦ロータリークラブ会長を歴任されております。また、平成19年10月からは勝浦市教育委員会委員としてその職を担い、現在に至っております。

その人格と識見は教育委員会委員として適任であると考えます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第51号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（丸 昭君） 日程第3、発議案を上程いたします。

発議案第5号 「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書について、発議案第6号 公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書について、以上2件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。大鐘係長。

〔職員朗読〕

○議長（丸 昭君） 発議者から提案理由の説明を求めます。根本議員。

〔6番 根本 譲君登壇〕

○6番（根本 譲君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第5号 「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書について、発議案第6号 公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書について、以上2件について提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第5号 「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書について申し上げます。国が新たに導入しようとしている子ども・子育て新システムは、直接契約、利用者補助、応益負担が柱となり、すべての保育所と幼稚園を認定こども園にしようとするものです。直接契約は、保育所入所の申し込みを保護者が市町村を通さずに直接保育所にするものです。このことは、個々の保護者が数多く保育所に同時に申し込みを強いられるばかりか、待機児童がいる状況下では、申し込みを市町村に一元化している現行制度より待機児を増やすことになるのは明らかであります。

また、入所の可否が個々の保育所のゆだねられるため、恣意的な選考が行われ、市町村内での公平性が担保できなくなり、乳児や障害児など、手がかかる子供は入所できなくなる危険性も含んでいます。さらに、市町村として市民の保育需要や実態を把握することを困難にするものです。

利用者補助方式は、現行の市町村が直接保育所に補助する方式とは異なり、保護者の保育料の一部を補助する方式です。補助には監査が伴うが、保育所への補助がなくなった場合は、当然に保育所への監査がなくなり、このことが保育所の質の低下を招くことは明らかであります。

また、保護者の勤務時間などに応じて認定される保育時間が異なり、実保育時間に応じた保育料で保育所を運営しなければならないため、保育をしていない時間帯は保育料が入らないのであります。

したがって、子供がいる時間帯に合わせて保育所を配置せざるを得ず、担任やクラスの子供が頻繁にかわることになり、保育指針に定め、保育目標で最も重要な子供の生命の維持と情緒の安定を図ることは到底できません。

さらに、子供の保育時間帯が個々に異なるため、子供の発達や成長にかかわる集団での取り組みや行事の実施も困難となり、預かるだけの保育とならざるを得ないものです。

応益負担は、同じ利益に対しては同じ負担を求めることであり、保育料に応じた多様な保育や保育の質を容認することであり、保護者の財力による乳幼児の発達や成長への手当ての差を容認することです。

また、定められた保育時間を超過した場合には全額保護者負担となるため、保護者の負担が

大きくなります。

認定こども園は、民間幼稚園の経営支援に端を発した施設であり、基本は幼稚園であり、それに預かり保育をくっつけたものにすぎません。したがって、保育所児に対しては、子供の生命の維持と情緒の安定を図るという保育目標を保障することができない構造を持つ施設です。

このように、国が新たに導入しようとしている子供・子育て新システムは、これまで保育所が担ってきた子供の発達保障の機能を揺るがし、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子供が受ける保育の水準に格差が生じることになり、社会全体で子育てを支援することとはかけ離れた制度であり、断じて容認できません。

保育需要の増大が進む中、緊急に求められているのは、保育水準を低下させ、保護者、保育者に負担をかけ、営利企業に利潤を与えることなく、災害時に子供、保護者、保育者を守ることができる国と自治体が責任を負う現行制度のもとで、希望するすべての子供の保育所入所を保障するために、保育、学童保育、子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を図ることです。

よって、国において子ども・子育て新システムを導入しないよう強く求めます。

次に、発議案第6号 公設公営保育所への特定財源の復活を求める意見書について申し上げます。日本の保育制度は、戦後の混乱期に、市町村の保育実施義務、最低基準の設定と改善、費用の公費負担を明確にして、児童福祉として位置づけ、企業参入も持続性などを理由に認めませんでした。この法の本質と経済発展、国民の意識向上などが相まって、保育の実施水準は市町村で改善が進みました。

しかし、国は最低基準を一向に改善しないばかりか、国庫負担割合を8割から7割、5割へと削減させたため、市町村の保育水準と国の基準との乖離が大きくなり、市町村の超過負担が大きくなりました。

さらに、国は負担金から補助金、交付金へと、また公設公営保育所は一般財源化で、保育所運営費などがどれだけ入っているのかわからない制度となりました。そのため、公設公営保育所の運営が困難となり、非正規職員が急激に増え、全県で3分の1を超えるまでになっています。

過半数を超える市町村も少なくありません。このことは公設公営保育所の保育者集団の機能に大きな影響を与え、保育の質にも構造的な悪影響を与えているものと思われます。

今一番大きな問題は、待機児童解消ですが、県内の保育所の6割強を占める公設公営保育所が老朽化や民営化などで減らされていく中、定員の超過入所を際限なく続けても、民間保育所だけでは待機児童を解消することはできません。

また、子供の少ない地域では、採算がとれないため、企業や民間の保育所は進出せず、公設公営保育所で対応するしかありません。

待機児童解消は、現存する公設公営保育所の維持や無認可保育所の保育環境の改善なくしては実現できず、公設公営保育所の整備なくして待機児童解消はできません。

また、災害時などに営利企業が採算を度外視してまで保育所経営を継続することは考えられず、公的に責任を持つ公設公営保育所がなければ、災害時の保育は実施できないことは明らかです。そのためには、公設公営保育所が存続できるよう、安定財源を確保する必要があり、特定財源を復活させることが必要です。

よって、国においては、公設公営保育所への特定財源を復活されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第5号及び発議案第6号、以上2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第5号及び発議案第6号、以上2件につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第5号 「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（丸 昭君） 次に、発議案第6号 公設公営保育所への特定財源の復活に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣について

○議長（丸 昭君） 日程第4、議員の派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第157条の規定により、お手元へ配布の議員派遣の件について承認を得ようとするものであります。

お諮りいたします。これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

各常任委員会の所管事務調査について

○議長（丸 昭君） 日程第5、各常任委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、各常任委員長から会議規則第97条及び第103条の規定により、お手元へ配布の閉会中の継続調査申出書のとおり、継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件につきましては、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決しました。

報 告

○議長（丸 昭君） 日程第6、報告であります。

報告第6号 継続費の精算報告書について、市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第6号 継続費の精算報告書について申し上げます。

本件は、平成22年度勝浦市一般会計の継続費精算報告であります。平成21年度から平成22年度までの2年間で実施いたしました勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業の完了に伴いまして精算報告書を調製したものでございます。

この内容につきましては、報告書に示した通りでありますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

以上で報告第6号の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（丸 昭君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成23年9月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 29 分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第35号～議案第42号、陳情第2号～陳情第4号の総括審議
1. 議案第49号～議案第51号の総括審議
1. 発議案第5号～発議案第6号の総括審議
1. 議員の派遣について
1. 各常任委員会の所管事務調査について
1. 報告第6号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員